

つくばセンター地区活性化協議会会則

(名称)

第1条 この会は、つくばセンター地区活性化協議会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、つくばセンター地区及び周辺地区(以下「つくばセンター地区等」という)の繁栄及び発展のための事業を行うとともに、会員相互間の交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、連絡等の実施
- (2) 防犯、防災、環境整備に関する事業の実施
- (3) まちづくり等に関する調査の実施
- (4) 賑わい施設の計画、実施
- (5) つくばセンター地区等でのイベント等の実施及び調整
- (6) つくば市内で開催されるイベント等の後援及び連携
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業の実施。

(会員)

第4条 本会は、正会員、賛助会員及びサポーター会員をもって構成する。

(正会員)

第5条 正会員は、次の入会基準を満たす企業、団体(以下「企業等」という。)で、第2条の目的及び第3条の事業に賛同し、本会の承認を得た者とする。

- (1) つくばセンター地区等に施設立地している企業等
- (2) 前号の施設内にテナントとして入居している店舗・事務所等
- (3) 前各号のほか、特に加入することが適切と認められた者

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、第2条の目的及び第3条の事業に賛同し、本会の承認を得た者とする。

2 賛助会員は、総会にオブザーバーとして出席し、意見を述べるができる。ただし、議決権は有しない。

(サポーター会員)

第7条 サポーター会員は、茨城県、警察署、消防署等の公的機関及び報道機関等並びに第2条の目的及び第3条の事業に賛同し、本会の承認を得た者とする。

2 サポーター会員は、会長が必要と認めたとき、総会にオブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

(総会)

第8条 総会は、年1回、会長が招集し、次に掲げる事項を審議・決定する。ただし、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- (1) 事業計画及び予算

- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員を選任
- (4) その他特に重要な事項

(役員)

第9条 本会の運営のため、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 監事 1名

2 会長は本会を代表して会務を統括し、総会を招集して議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代理する。

4 監事は会計事務全体を監査する。

(役員任期)

第10条 会長、副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長、副会長及び監事に欠員が生じた場合、その補充のために選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会費等)

第11条 本会の会費等は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、入会金20,000円、年会費30,000円とする。
- (2) 賛助会員は、年会費10,000円/口とする。
- (3) 正会員、賛助会員等による協賛金
- (4) 正会員による運営寄付金
- (5) 主催するイベントの事業費は、会費の他、会員、会員以外の企業等から募る協賛金及びイベント特別協賛金を充てる。

2 会費等は、事務局の請求に基づき支払うものとする。

(顧問)

第12条 本会に第2条の目的を達成するため、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 特別顧問及び顧問は、会長が委嘱する。

(運営会議)

第13条 本会の事業を円滑に進めるため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、正会員及び賛助会員、サポーター会員で構成され、議長及び副議長を正会員の互選により毎年度ごとに選出する。

3 議長は運営会議を招集し、次に掲げる事項を協議・調整し、会長に報告するものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) 事業実施に関すること
- (4) 事務局員に関すること
- (5) その他、議長が必要と認めること

(専決事項)

第14条 会長は、会務及び事業を行うにあたり、本会への入会の承認その他軽微な事項について専決することができるものとする。

2 前項の専決をしたときは、会長は、遅滞なく会員に周知するとともに、その後に開催される総会等において、報告し承認を得るものとする。

(事務局)

第15条 本会の運営のため、一般財団法人つくば都市交通センターに事務局を設置し、事務局長及び事務局次長並びに事務局員を会員で組織する。

2 事務局長及び事務局次長並びに事務局員は、運営会議において協議した上で、会長が指名し各会員に周知する。

(会議)

第16条 会議は、議決権を有する構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議決権を有する構成員が、あらかじめ議長あてに、その権限を議長等に委任する旨の委任状を提出したときは、その数を出席者数に加えるものとする。

2 議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この会則は、平成21年7月21日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成23年5月26日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成25年4月25日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成31年4月25日から施行する。